

指定管理者評価基本調書

1 施設概要	
施設名称	川口市めぐりの森
設置目的	公衆衛生その他公共の福祉の向上を図ることを目的として、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場を設置する。
所在地	川口市大字新井宿430番地の1
構造規模	①構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建 ②敷地面積 19,800.32㎡ ③延床面積 7,761.92㎡（本体棟） ④施設内容 エントランスホール 管理事務室 告別・収骨室（7室） 収骨準備室（5室） 待合室（13室） 待合ホール 炉室（火葬炉10基、予備スペース4基分） 火葬炉機械設備（排ガス冷却装置、バグフィルター集塵機等） 駐車場 会議室 等
所管課	保健部 保健総務課

2 指定期間、選定種別、指定管理料及び利用料金収入実績			
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで【5年】		2 期目
選定種別	公募		
	選定理由	<p>応募のあった1法人について、設置目的を十分に理解し、公衆衛生その他公共の福祉の向上を図るための施設として適切に管理運営ができる事業者であるか、提出された資料並びに事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価して選考を行った。4名の委員が選定基準に従って、「施設運営に関する方針について」、「施設の効用を最大限に発揮させるための方策について」、「施設の管理運営を安定して行う能力について」、「管理経費の縮減と収支計画について」、「その他」の5分野、24項目について採点した結果、配点120点のところ、全委員の平均評価点数は96.5点となった。</p> <p>当該事業者である株式会社川口斎苑サービスは、「職員の育成、研修等及び人材の確保に関する体制」、「市内経済への貢献」の2項目について特に高い評価を受け、その他の項目についても適正との評価を得た。</p>	
指定管理料 及び利用料 金収入実績 【単位：円】	年 度	指定管理料	利用料金収入実績
	前期間【平成30年度～令和4年度】	1,139,213,000円	—
	令和5年度（実績）	260,906,000円	—
	令和6年度（実績）	257,282,000円	—
	令和7年度（予算）	266,814,000円	—
	令和8年度（予算）	258,654,000円	—
	令和9年度（予算）	262,982,000円	—
今期総額	1,306,638,000円	—	

指定管理者評価基本調書

3 保健部指定管理者評価専門委員会における評価結果 →詳細は資料8ページを参照

指定管理者の概要	
名称	株式会社川口斎苑サービス
所在地	川口市栄町3丁目13番1号 樹モールプラザ306
代表者	代表取締役社長 宮嶋 研治
主な業種	サービス業
法人の目的	火葬業務、火葬場の管理運営に関する事業を行うこと
法人の事業	火葬場の管理運営に関する事業
役員状況	代表取締役社長1名、取締役3名、監査役2名

専門委員会 における 評価点数	平均評価点数 3.7
-----------------------	----------------------

【評価結果】

指定管理者による管理運営状況を書類審査するとともに、指定管理者へのヒアリング及び施設の視察を実施し、川口市めぐりの森指定管理者評価基準を基に、5分野20項目において4人の委員により点数評価を行った結果、総合計400点満点中296点となった。また、当斎場において実施した利用者満足度調査の結果、総合的な印象についての満足度において、「とても良い」及び「良い」の回答が96%を占めた。このことから、株式会社川口斎苑サービスによる管理運営は適正であると評価する。

令和7年度川口市保健部指定管理者評価専門委員会
評価結果詳細【川口市めぐりの森】

評価項目	配点	指定管理者 自己評価	専門委員会評価				
			A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	平均
1 施設運営に関する基本方針について							
(1)管理運営の理念及び姿勢	5	4	4	4	4	3	3.75
(2)安全の確保等施設の適切な管理	5	4	4	4	4	4	4.00
(3)利用者の平等、公平な利用を確保するための体制	5	4	4	4	4	3	3.75
2 施設の効用を最大限に発揮させるための方策について							
(1)利用者に対するサービスの向上策	5	4	4	3	4	3	3.50
(2)利用者の意見、要望等の把握及び運営に反映させるための方策	5	4	4	4	4	4	4.00
(3)苦情等に柔軟に対応できる体制	5	3	3	4	3	3	3.25
(4)周辺施設、関係団体等との連携状況	5	4	4	4	4	4	4.00
(5)自主事業の実施状況	5	4	4	4	4	4	4.00
3 施設の管理運営を安定して行う能力について							
(1)財政状況	5	4	4	3	4	4	3.75
(2)適切な労働環境の確保	5	4	4	4	4	3	3.75
(3)管理運営のための組織体制、雇用関係	5	4	4	3	4	4	3.75
(4)人員配置及びローテーション	5	4	4	4	4	4	4.00
(5)職員の育成、研修等及び人材の確保に関する体制	5	3	4	3	3	3	3.25
(6)個人情報の保護、情報公開への取組みに関する措置	5	3	4	3	3	3	3.25
(7)緊急時の対応	5	4	4	3	4	4	3.75
4 管理経費の縮減と収支状況について							
(1)施設の管理経費縮減の具体的な取組み	5	4	4	3	4	4	3.75
(2)指定管理に係る収支状況	5	4	4	3	4	4	3.75
5 その他							
(1)公害防止基準値の遵守	5	3	4	3	3	3	3.25
(2)廃棄物の適正処理	5	3	4	4	3	3	3.50
(3)市内経済への貢献	5	4	4	4	4	4	4.00
合計	100	75	79	71	75	71	74.00
平均	5	3.75	3.95	3.55	3.75	3.55	3.70

川口市めぐりの森指定管理者評価基準

1 趣旨

この基準は、川口市保健部指定管理者評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、指定管理者が行った施設の管理運営等が適正かつ確実に執行されているか評価を行うため、必要な事項を定める。

2 評価の方法

指定管理者から提出された事業報告書の書面調査及びヒアリングのほか、利用者への満足度調査等によって得られた利用者の意見等をもとに、「3 評価基準及び評価項目」に基づき評価を行う。

3 評価基準及び評価項目

(1) 評価基準

点数評価	評価基準	
	仕様・提案のある項目	仕様・提案のない項目
5：優良	仕様・提案を大きく上回る管理運営が行われた。	非常に優れた状況にある。
4：良好	仕様・提案を上回る管理運営が行われた。	優れた状況にある。
3：適正	仕様・提案同様の管理運営が行われた。	適正な状況にある。
2：要改善	仕様・提案を下回る管理運営が行われた。	改善が必要な状況にある。
1：要指導	仕様・提案を大きく下回る管理運営が行われた。	指導が必要な状況にある。

(2) 評価項目【川口市めぐりの森】

1	施設運営に関する基本方針について	(1)管理運営の理念及び姿勢
		(2)安全の確保等施設の適切な管理
		(3)利用者の平等、公平な利用を確保するための体制
2	施設の効用を最大限に発揮させるための方策について	(1)利用者に対するサービスの向上策
		(2)利用者の意見、要望等の把握及び運営に反映させるための方策
		(3)苦情等に柔軟に対応できる体制
		(4)周辺施設、関係団体等との連携状況
		(5)自主事業の実施状況
3	施設の管理運営を安定して行う能力について	(1)財政状況
		(2)適切な労働環境の確保
		(3)管理運営のための組織体制、雇用関係
		(4)人員配置及びローテーション
		(5)職員の育成、研修等及び人材の確保に関する体制
		(6)個人情報の保護、情報公開への取組みに関する措置
		(7)緊急時の対応
4	管理経費の縮減と収支状況について	(1)施設の管理経費縮減の具体的な取組み
		(2)指定管理に係る収支状況
5	その他	(1)公害防止基準値の遵守
		(2)廃棄物の適正処理
		(3)市内経済への貢献